

長野市きのご廃培地等活用調査業務
公募型プロポーザル実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、「長野市きのご廃培地等活用調査業務」の委託に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等について、必要な事項を定めるものとする。

(業務の概要)

第2 業務の概要は、次のとおりとする。

(1) 業務等の名称 長野市きのご廃培地等活用調査業務

(2) 業務内容

別紙「長野市きのご廃培地等活用調査業務 業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間 契約締結の日から令和6年2月29日(木)

(4) 事業費の上限額 4,543,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

(実施スケジュール)

第3 本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

(1) 募集開始 令和5年7月11日(火)

(2) 質疑の受付期限 令和5年7月18日(火)正午まで

(3) 質疑への回答 令和5年7月19日(水)午後5時まで

(4) 参加申請書・企画提案書の提出期限 令和5年7月24日(月)午後5時まで

(5) 参加者の資格審査及び結果通知 令和5年7月28日(金)

(6) プレゼンテーションの実施 令和5年8月2日(水)予定

(7) 審査結果通知 決定後速やかに通知

(8) 契約締結 令和5年8月下旬以降(予定)

2 前項(4)について、電子データでの提出を希望する場合には、令和5年7月21日までに「第13 事務局」に電子メールを送付し、電話による確認を行うこと。

3 第1項のスケジュールは、必要に応じて変更できるものとする。

4 提案数多数などにより書類審査を実施する場合がある。その際には、資格審査結果と合わせて、その書類審査結果を通知する。

(提案者に求められる資格要件)

第4 本プロポーザルの参加資格として、以下の要件をすべて満たす者とする。

(1) 一般的(共通)事項

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 長野市物品・製造等競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

なお、名簿に登載されていない者が本プロポーザルに参加することを妨げないものとするが、優先交渉権者となった場合は、契約の締結前に同名簿への登

載ができること。

ウ 長野市建設工事等入札参加者指名停止等措置基準（昭和60年5月1日制定）及び長野市物品等入札参加者指名停止等措置基準（平成18年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをされた者（更生手続又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

オ 市税その他市に納付すべき使用料、手数料等を滞納していないこと。

カ 長野市暴力団排除条例（平成26年長野市条例第40号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(2) 本業務の遂行のために必要な事項

平成31年4月1日以降に、国（公団を含む。）又は地方公共団体と本業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、誠実に履行した実績を1以上有していること。

(質疑及び回答)

第5 質疑及び回答は次のとおりとする。説明会を開催しないことから、疑問点等は次の方法により問い合わせること。

(1) 受付期間 質問書（様式3） 令和5年7月18日（火）正午まで

(2) 提出場所

「第13 事務局」と同じ

(3) 提出方法

質問書（様式3）を電子メールに添付し、問合せ先のメールアドレス宛に送付すること。

(4) 回答方法

参加申請に関する質問に対する回答は、質問内容と合わせて、質問者名等を伏せて、市ホームページにおいて公表する。

(5) その他

ア 電話並びに口頭による質問、指定の様式によらない質問書及び受付期間を過ぎた質問書は、受け付けない。

イ 質問書の内容について不明な点等がある場合は、質問者に対し事務局から電話等で確認を行う。

ウ メールの件名は、「【長野市きのか廃培地等活用調査業務】に関する質問」とすること。

(参加申請書、企画提案書等の提出)

第6 参加申請書、企画提案書等は、次のとおり紙または電子データで提出することとする。

(1) 提出書類及び部数

- ア 参加申請書（様式1） 1部
- イ 事業所概要調書（様式2） 1部
- ウ 市税の未納がないことを証明する書類（写し可） 1部
- エ 企画提案書 10部
- オ 見積書 1部

※紙での提出を希望する場合には、各号右に記載する部数に加えて企画提案書をPDF形式で記録した電子媒体（CD-Rなど）を提出すること。

※見積書の様式は任意とするが、業務内容ごとの明細を含むこと。

(2) 提出期限

令和5年7月24日（月）午後5時まで

※参加者数の把握のため、参加意思がある場合には、事務局のメールアドレス宛てに参加意思の旨を事前連絡していただきますよう御協力ください。

(3) 提出場所 「第13 事務局」と同じ

(4) 提出方法

持参、郵送または電子データにより提出すること。ただし、郵送の場合においては、本市への送達が可能である書留等によるものとし、提出期限までに事務局に到達したものを有効とする。

(5) その他

指定の様式によらないもの及び必要書類が整っていないもの並びに提出期間を過ぎたものは、一切受け付けない。

（企画提案書の作成要領）

第7 企画提案書の様式等は、次のとおりとする。

(1) 様式等の形式

- ア サイズ A4判用紙（縦）
- イ 文字方向 横書き（図表等に含まれる文字を除く。）
- ウ 印刷方法 両面、左綴じ、カラー印刷
- エ 文字ポイント 10.5ポイント以上とする（図表等に含まれる文字を除く。）
- オ ページ番号 表紙及び目次を除き、ページ番号を付すこと
- カ ページ数 表紙及び目次を除き、15ページ以内とすること
- キ その他 文字の書体、文字色、字間及び行間は指定しない

(2) 体裁

ア 表紙

(ア) 題名（「長野市きのご廃培地等活用調査業務企画提案書」）を記載

(イ) 作成年月日（令和5年 月 日）を記載

(ウ) 法人名称を記載し、押印（社印）すること

イ 目次

表紙の次ページに目次を付すこと。

ウ 製本方法

表紙、目次、企画提案内容を1部ごとに一冊のファイルに綴じること。

(3) 企画提案書に記載すべき内容 別表1のとおり

(4) その他

ア 1事業者又は共同企業体が複数の提案をすることは認めない。

イ 作成要領に従っていない場合は、失格とする。

(参加資格の審査及び結果通知)

第8 参加申請書を提出した者には、資格要件のすべてを満たしているか否かを審査し、令和5年7月28日(金)までに参加申請書(様式1)に記載されたメールアドレス宛に審査結果を電子メールで回答する。

(提案内容の審査及び結果通知)

第9 提案内容の審査及び結果通知

(1) 提出された企画提案書に対する補足説明及び質疑応答を求めため、プレゼンテーションを実施する。

ア 実施日時 令和5年8月2日(月) 予定

(詳細な日時、方法等については、各提案者へ事前に通知する。)

イ 実施場所 長野市大字鶴賀緑町1613番地 長野市役所

(詳細な場所については、各提案者へ事前に通知する。)

ウ プレゼンテーションに参加しない場合、又は災害や交通機関の事故等、やむを得ないと判断される正当な事由がなく、指定時刻に遅れた場合は、失格とする。

エ Microsoft PowerPoint等を用いたプレゼンテーションを希望する場合には、スライドを印刷した資料を企画提案書に添付して10部提出すること。なお、プレゼンテーション用の資料については、企画提案書に記載した事項以外の内容を記載しないこととする。

オ プロジェクター及びスクリーンは事務局で用意するが、パソコンについては、原則参加者で用意することとする。

(2) 企画提案書及びプレゼンテーションを基に「長野市きのこ廃培地等活用調査業務委託事業者選定委員会」において審査し、総合的に最も優れた企画運営能力を有すると認められる者を優先交渉権者として選定する。なお、選定の過程は非公開とする。

(3) 選定結果は、各提案者に対して、別途書面により速やかに通知する。なお、選定結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

(仕様の協議及び見積)

第10 仕様の協議、見積及び契約の締結は、次のとおりとする。

(1) 優先交渉権者として決定した者と業務の詳細や契約の締結に関して必要な協議を行い、委託契約の交渉を行う。

- (2) 優先交渉権者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は優先交渉権者の本プロポーザルにおける失格事由若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて、その者と契約の交渉を行う。
- (3) 契約内容は、仕様書及び企画提案書に基づき、本市と受託者が協議のうえ決定する。
- (4) 契約手続は、長野市契約規則及び関係規程に定めるところによるものとする。
- (5) 本市は、契約締結後においても受注者が本提案における欠格事由又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

(提出書類の取扱い)

第11 本プロポーザルの実施に当たり、提案者が本市へ提出する書類の取り扱いは、次のとおりとする。

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的には使用しない。
- (4) 提出書類は、原則として公表しない。ただし、長野市情報公開条例（平成13年9月25日条例第30号）に基づく開示請求があった場合は、提案者が事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報を除き、この限りでない。
- (5) 提出書類は、本プロポーザルの実施に当たり必要な範囲において、複製を作成することがある。

(その他)

第12 その他、本プロポーザルに関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 本プロポーザルに関する手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類の作成等、本プロポーザルの参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルの参加申請書を提出した後、参加を辞退する場合には、速やかに持参又は郵送の方法により、参加辞退届を第13の事務局へ提出すること。
- (4) 本プロポーザルの参加者は、不知又は内容の不明を理由として、異議を申立てることはできない。
- (5) 次のいずれかに該当した者は、失格とする。

ア 第4の「提案者に求められる資格要件」の要件を満たさない者

イ 正当な理由がなくプレゼンテーションに不参加もしくは遅れた者

ウ 企画提案書において、第2の「業務の概要」に示す事業費の上限額を超える金額を提示した者

エ 提出書類に虚偽の記載をした者

オ その他、本プロポーザルの実施に当たり、不正もしくは妨害行為を行い、
又は公序良俗に反する行為を行った者

(事務局)

第13 本プロポーザルに係る庶務等の事務手続を行うため、次のとおり事務局を設置
する。

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市新産業創造推進局バイオマス推進チーム（長野市役所第一庁舎6階）

担当者：新井、加藤

電 話：026-224-9721（直通）

F A X：026-225-5095

E-mail：shinsangyo@city.nagano.lg.jp

別表1 提案項目

提案項目		記載内容
1	提案のコンセプト	本業務の目的及び本市の現状と課題等を踏まえ、提案の考え方、提案の概要及び特徴を記載してください。
2	業務実施に関する事項	(1)実施体制 業務実施体制（人員配置）について記載してください。
		(2)業務実績 類似業務の実績及び当該業務でのノウハウ、取り組み等を記載してください。
3	業務内容に関する事項	仕様書の「3 業務の内容」について、調査・検討するための具体的な方策、調査の確度及び効果を高めるための方策等について記載してください。
4	スケジュール	本業務を円滑に遂行するための工程表を作成してください。
5	独自提案（任意）	業務をより有効にするための、仕様に含まない創造的な提案事項等があれば記載してください。なお、追加提案は本業務の委託費用の範囲で実施できるものとします。

別表2 評価項目

評価項目
1 基本方針
2 業務経験及び業務実績
3 提案内容の妥当性
4 実施体制の妥当性
5 業務履行の確実性
6 業務運営力
7 概算費用